

令和4年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づき、町長から提出された指標及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の各種比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率名	令和4年度	早期健全化基準	備考
1. 実質赤字比率	—	14.42%	・低いほうが良いとされる。 ・マイナスのため、黒字を表し、表示なし
2. 連結実質赤字比率	—	19.42%	・低いほうが良いとされる。 ・マイナスのため、黒字を表し、表示なし
3. 実質公債費比率	10.1%	25.0%	・低いほうが良いとされる。
4. 将来負担比率	37.7%	350.0%	・低いほうが良いとされる。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和4年度の実質赤字比率は前年同様マイナスのため黒字を表し、比率なしとなっている。早期健全化基準の14.42%と比較すると、これを下回っており、良い傾向とされる。

② 連結実質赤字比率について

令和4年度の連結実質赤字比率は前年同様マイナスのため黒字を表し、比率なしとなっている。早期健全化基準の19.42%と比較すると、これを下回っており、良い傾向とされる。

③ 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は10.1%となっており、対前年0.8ポイント悪化している。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っているが、今後の動向に注視する必要がある。

④ 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は37.7%となっており、対前年2.0ポイント好転している。早期健全化基準350.0%と比較すると、これを下回っており、良い傾向とされる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。